

報告第14号

専決処分の報告について《消防団消防ポンプ自動車物損事故（R2.12.28 弥栄町溝谷）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第14号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月12日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市弥栄町溝谷地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和2年12月28日、消防団年末警戒のパトロールにあっていた消防団員が、弥栄町の溝谷公民館前でポンプ車を後退させたところ、後方に駐車中の車両と衝突し、相手方車両のボンネットなどを破損させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 291,000円

3 損害賠償の相手方 京丹後市峰山町在住 個人